

林業人材の育成・確保のための支援

森林環境譲与税を活用して

- 林業の担い手確保・育成や林業従事者の安全衛生対策・作業効率化を支援する事業「矢板市林業従事者支援事業」を令和2年度に創設し、支援を開始しました。
- 林業従事者等への各種支援事業の取り組むことで、雇用促進、人材育成、労働安全の確保、林業作業の効率化が促進され、森林整備の加速化を図っています。

事業内容

1 UIターン林業従事者の賃貸住宅家賃等支援事業

- ・本市に転入して林業に従事する45歳以下の方のアパートなど賃貸住宅家賃および引越し費用
- ・補助額／賃料月額 2分の1(上限5万円・2年間)
引越費用一律 1人あたり10万円(1回限り)
※アパート以外の転入については、引越費用のみ

2 研修及び資格取得等促進支援事業

- ・林業に必要な免許取得や技能講習などにかかる費用
- ・補助額／費用の2分の1(1人あたり上限10万円)※テキスト代は除く
- ・高校生が参加する「林業基礎トライアル研修」の参加費用

3 林業従事者安全衛生対策支援事業

- ・林業の労働に必要な安全装備品および安全機械器具などの購入費用
- ・補助額／費用の2分の1(1事業所あたり上限20万円)

4 林業ICT及び未来技術導入支援事業 ※令和4年度から

- ・効率的に作業するためのICT導入や未来技術機械器具購入などの費用
- ・補助額／費用の2分の1(1事業所あたり上限30万円)

5 林業・木材産業次世代人材投資事業 ※令和5年度から

- ・市内で林業または木材産業で起業するための機械の購入やリース、施設の整備や改修などの費用
- ・補助額／1起業者あたり一律50万円



(事業3:労働安全機械器具 けん引器)

森林環境譲与税は

各種支援事業の必要経費に充てています。